

改正 平成21年8月20日要綱第43号

(目的)

第1条 この要綱は、福生市耐震改修促進計画(平成19年3月31日決定)に基づき、木造住宅の耐震改修に要する費用を助成することにより、住宅の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 福生市木造住宅耐震診断助成金交付要綱(平成19年要綱第9号。以下「耐震診断助成要綱」という。)第2条第1号に規定する耐震診断をいう。
- (2) 耐震改修 耐震診断の結果に基づき、地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の改修、修繕又は補強をいう。
- (3) 費用助成 耐震改修に要する費用の一部又は全部を助成することをいう。
- (4) 施工業者 建築工事業の建設業許可を得て建設業を営む者をいう。
- (5) 診断機関 耐震診断助成要綱第2条第2号に規定する診断機関をいう。
- (6) 評点 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点又は精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)による上部構造耐力の評点をいう。

(助成対象及び助成条件)

第3条 費用助成の対象となる住宅(以下「助成対象住宅」という。)は、次の各号に掲げる要件をいずれも備えている住宅とする。

- (1) 市内に存する昭和56年以前に軸組工法で建築された木造2階建て以下の戸建て住宅であること。
- (2) 所有者が自ら利用するために延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅であること。
- (3) 耐震診断の結果、評点が1.0未満であること。

2 費用助成の対象となる耐震改修は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 施工業者により工事を行い、改修後の評点が1.0以上となること。
- (2) 診断機関による工事監理及び中間検査を受けること。ただし、建築確認を要する耐震改修工事については、この限りでない。
- (3) 第5条に規定する交付申請を行った日の属する年度の末日までに耐震改修工事が完了すること。

3 費用助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも備えている個人とする。

- (1) 市内に住所を有する助成対象住宅の所有者であること。ただし、当該住宅が共有の場合は、共有者の全員によって合意された代表者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと(助成対象住宅が共有の場合は、共有者全員が滞納していないこと。)

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 耐震改修に要した費用(消費税に係る部分を除く。以下同じ。)が1棟当たり50万円以上の場合は50万円とし、50万円に満たない場合は当該費用の額とする。この場合において、耐震改修に要した費用に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 助成金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震改修助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、耐震改修の着手前までに市長に申請するものとする。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
 - (2) 耐震改修の内容及び工事全体概要を確認することができる書類（図面を含む。）
 - (3) 耐震改修に係る費用の見積書の写し及び費用明細
 - (4) 施工業者の建設業許可証の写し
 - (5) 第3条第3項第1号ただし書の規定による場合は、代表者であることが確認できる書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- （助成の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、木造住宅耐震改修助成金交付決定通知書（別記様式第2号）又は木造住宅耐震改修助成金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（耐震改修の変更又は中止）

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、耐震改修の内容を変更又は中止するときは、木造住宅耐震改修変更等承認申請書（別記様式第4号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、承認したときは、木造住宅耐震改修変更等承認通知書（別記様式第5号）により、助成決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第8条 助成決定者は、耐震改修を完了したときは、木造住宅耐震改修完了報告書（別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震改修工事契約書の写し
- (2) 費用明細書の写し
- (3) 耐震改修費の領収書の写し
- (4) 耐震改修の工程がわかる写真（改修前、改修中及び改修後の写真）
- (5) 耐震改修の内容及び工事全体概要を確認することができる書類（図面を含む。）
- (6) 木造住宅耐震改修工事監理報告書（別記様式第7号）（建築確認を要した耐震改修工事については検査済証の写し）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の決定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容及びこれに対する条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、木造住宅耐震改修助成金交付額確定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（助成金の請求等）

第10条 助成決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、木造住宅耐震改修助成金交付請求書（別記様式第9号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付する。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第11条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、当該取消しに係る交付された助成金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月20日要綱第43号）
この要綱は、平成21年8月20日から施行する。

- 別記様式第1号
（第5条関係）
- 別記様式第2号
（第6条関係）
- 別記様式第3号
（第6条関係）
- 別記様式第4号
（第7条関係）
- 別記様式第5号
（第7条関係）
- 別記様式第6号
（第8条関係）
- 別記様式第7号
（第8条関係）
- 別記様式第8号
（第9条関係）
- 別記様式第9号
（第10条関係）